

○東チモール避難民に係る物資協力の 実施について

(平成11年10月22日)
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、東チモール避難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成11年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対し、現在、インドネシア共和国及び東チモールにおいて行われている東チモール避難民に対するUNHCRの活動に協力するために必要な

(1) テント	500張
(2) 毛布	9,000枚
(3) スリーピングマット	11,140枚
(4) 給水容器	20,000個
(5) ビニールシート	5,120枚

を無償で譲渡し、それらの輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 東チモールにおいては、8月30日、拡大自治案を受入れるか否かを問う投票が実施された後、略奪、放火等が行われ、情勢は急激に悪化した。このため数十万人とも言われる避難民が発生し、難民キャンプ等において困難な生活を強いられている状況である。
- 2 多国籍軍の展開以降は、徐々にこれら避難民の帰還も始まったが、東チモールでの生活基盤は麻痺状態にあり、生活物資の欠乏も伝えられている。
- 3 この状況の下、今般、人道救援機関たる国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）から我が国政府に対し、UNHCRの活動に早急に必要なテント、毛布、スリーピングマット、給水容器、ビニールシートの譲渡要請がなされたものである。